

高知市子ども未来プラン 2010
すくすくとさっこ 21

みんなで支え育ちあう
すくすく子育て
いきいき子育て支援のまちづくり

平成 22 年 3 月

1 序論

- 1 - 1 計画改定の背景 1
- 1 - 2 計画策定の趣旨・目的 3
- 1 - 3 計画の性格 3
- 1 - 4 計画期間 4
- 1 - 5 計画策定への取り組み 4
- 1 - 6 計画策定にあたっての視点 5
- 1 - 7 計画の点検・評価 6
- 1 - 8 子どもと子育てを取り巻く現状 7

2 本論

- 2 - 1 計画の基本理念 30
- 2 - 2 計画の基本方針（目標） 30
- 2 - 3 施策体系 31
- 2 - 4 重点施策 32

3 各論

- 1 . 母性・乳児・幼児の健康の確保・増進 . . . 33
 - 1 - 1 妊娠期や不妊に悩む人への支援
 - 1 - 2 子どもの健康管理
 - 1 - 3 思春期保健の充実
 - 1 - 4 食育の観点からみた健康づくりへの支援
 - 1 - 5 障害児支援の推進
 - 1 - 6 小児救急医療体制の確保
- 2 . 子育て支援の充実 45
 - 2 - 1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
 - 2 - 2 子育て支援体制の充実
- 3 . 要保護児童等への支援の充実 48
 - 3 - 1 児童虐待の予防・啓発
 - 3 - 2 要保護児童への早期対応
 - 3 - 3 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援

3 各論

- 4 . 子どもの心身の健やかな
成長に資する教育とその環境整備 53
 - 4 - 1 生きる力の育成に向けた教育
 - 4 - 2 児童・青少年の健全育成
 - 4 - 3 家庭や地域の教育力の向上
- 5 . 雇用・就労の支援等子育て支援環境の整備 . . . 59
 - 5 - 1 保育サービスの充実
 - 5 - 2 放課後・休日等の支援
 - 5 - 3 子育てしやすい就労環境づくり
 - 5 - 4 次代の子育て支援環境の整備に向けた研究等
 - 5 - 5 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進
- 6 . 子どもを育成するのに適した居住環境の確保 . . 68
 - 6 - 1 公共建築物，道路交通環境の整備
 - 6 - 2 安全・安心のまちづくり

4 資料

- 4 - 1 保育サービス等数値目標一覧表 72
- 4 - 2 高知市子育て支援計画推進協議会答申 73
- 4 - 3 高知市子育て支援計画推進協議会委員名簿 . . 74
- 4 - 4 策定の経過 75
- 4 - 5 高知市子育て支援計画推進協議会設置要綱 . . 76
- 4 - 6 高知市子育て支援計画推進協議会
委員公募実施要綱 78

1 序論

1 - 1 計画改定の背景

わが国では今、急速に少子化が進行しています。

少子化の要因や背景は、婚姻や子育て、家庭、学校、地域、職場など、私たち一人ひとりの生活や考え方と深く関わるものであり、その影響は個人や世帯のみならず、社会経済、国民生活全体に及ぶことが予想されます。

国では子育て支援社会の構築を目指し、平成6年12月に「エンゼルプラン」を策定しました。また平成11年12月には中長期的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」を決定し「新エンゼルプラン」を策定しました。

さらに、平成13年7月には「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定し、「待機児童ゼロ作戦」を打ち出すなど、子育てと仕事の両立支援を中心としてさまざまな対策を実施してきました。

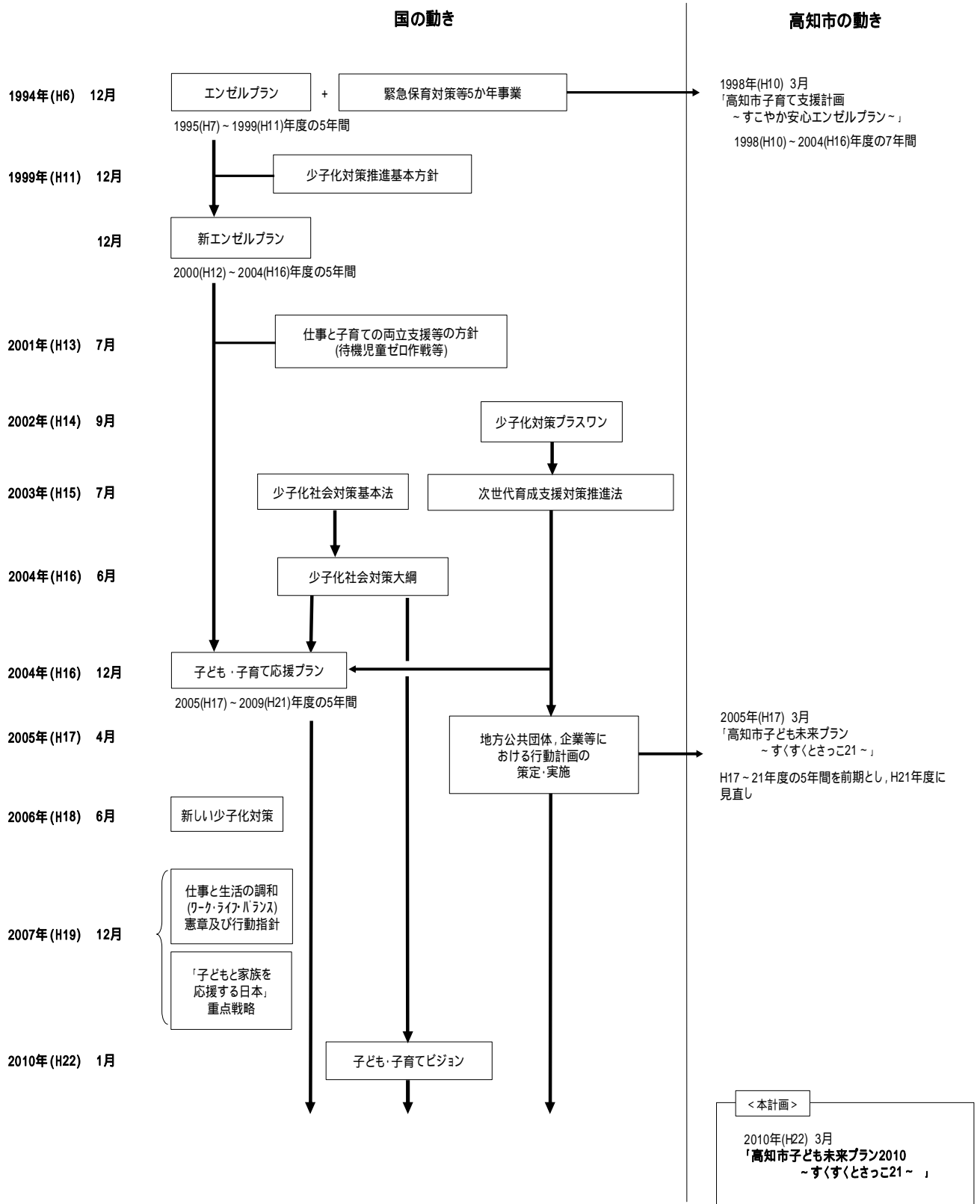
しかしながら、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」では、これまでの少子化の主な要因とされる「未婚率の上昇」や「晩婚化」といった婚姻をめぐる変化に加え、「婚姻した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が確認され、少子化のより一層の進行が予測されています。そのため、平成14年9月に厚生労働省が「少子化プラスワン」を取りまとめ、平成15年7月には「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」が相次いで成立し、公布されました。さらに、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、そこに盛り込まれた施策についての効果的な推進を図るため、「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成17年、わが国は明治32年に人口動態統計をとり始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な改革を図るため、平成18年には少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。

平成22年1月には、新たな政権の下、今後5年間の国としての子育て支援策や数値目標をまとめた「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。(図1-1-1)

図 1 - 1 - 1 少子化対策の経緯



1 - 2 計画策定の趣旨・目的

「高知市子ども未来プラン2010～すくすくとさっこ21～」は、本市における子育て支援施策の指針となる計画です。

本市では、平成10年3月に、「高知市子育て支援計画～すこやか安心エンゼルプラン～」を策定し、以後、子どもを生き育てやすいまちづくりを目指して、さまざまな子育て支援施策・事業を推進してきました。

その計画は、平成17年3月、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画に対応し、市町村保育計画と母子保健計画を内包した計画として改定され、「高知市子ども未来プラン～すくすくとさっこ21～」として生まれ変わりました。

本計画（「高知市子ども未来プラン2010～すくすくとさっこ21～」）は、前期計画の取り組み成果を踏まえ、「すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えるまちづくり」を総合的かつ計画的に推進するための後期計画として策定します。

1 - 3 計画の性格

本市における子どもや子育てに関する現状と課題を分析し、今後5年間で取り組むべき施策の方向性と実施していく事項を示しました。

本計画の法令等の根拠は以下のとおりです。

- ・ 市町村行動計画 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条
- ・ 市町村保育計画 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8
- ・ 母子保健計画 平成8年児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知

本計画は、高知市総合計画を上位計画とし、高知市障害者計画・障害福祉計画、高知市食育推進計画、高知市男女共同参画推進プラン、高知市交通バリアフリー基本構想、高知市交通バリアフリー道路特定事業計画等、関連する計画との整合性を図って策定されたものです。

1 - 4 計画期間

次世代育成支援対策推進法では、平成17年度から10年間の取り組みを市町村行動計画として策定するよう定めています。

本市では、平成17年度～21年度までの5年間を前期計画期間とし、行動計画を策定しました（「高知市子ども未来プラン～すくすくとさっこ21～」）。

本計画（「高知市子ども未来プラン2010～すくすくとさっこ21～」）は、平成22年度～26年度までの5年計画（後期行動計画）です。

1 - 5 計画策定への取り組み

計画策定の事務局体制として、関係各課の職員で構成する庁内検討会を設置し、現行施策の評価や課題分析を行いました。

また、0歳～小学校3年生までの児童（保護者）を対象とした「高知市次世代育
成支援に関するニーズ調査」を平成21年1月に実施しました。

これらの結果や意見をもとに、事務局において計画原案を作成し、市民の中から
選ばれた公募委員3名を含む「高知市子育て支援計画推進協議会」での審議を経て策定しました。

1 - 6 計画策定にあたっての視点

計画を策定するにあたり、次の5つの視点を踏まえて検討、協議しました。

(1) 子どもにとって最善の利益を考えます

我が国は「児童の権利に関する条約」を批准しています。この条約では、子どもを社会の一員として、また一人の人間として、その人格や個性、権利を尊重することを規定しています。

子どもたちが、社会の責任ある構成員の一人として、夢を持ち続けながらすくすくと成長できるよう、子どもに関わるあらゆる取り組みにおいて、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されることが必要です。

(2) 親と家庭の果たすべき役割を考えます

子育てを社会全体で支え、子どもたちの健やかな育ちを保障していくことが求められています。その一方で、子どもにとって家庭は、その子が育つ最も身近で小さな社会であり、親はすべてを安心して任せられるかけがえのない存在です。

子育ての責任は、親（保護者）とその家庭が第一義的に担うべきものです。

子育て支援を進めていくにあたっては、親と家庭の果たすべき役割がどうあるべきか、また、親が親としての役割を果たしていくことができる社会がどうあるべきかを十分踏まえて取り組む必要があります。

(3) 男女共同参画（1）の実現を図ります

女性の高学歴化やライフスタイルの多様化、価値観の変化等を背景として女性の社会進出が進んでいますが、まだまだ家庭や職場、地域等には固定的性別役割分担意識や慣行等が残っています。

男性の家事や子育てへの参加は徐々に増えつつありますが、妻の就労の有無に関わらず、男性がもっと家事や子育てにかかわり、親としての役割を果たしていく必要があります。

男女共に家庭や社会を担い、一人ひとりの能力・個性を十分に活かすことができる「男女共同参画」の実現を図っていく必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランス（2）（仕事と生活の調和）の実現を図ります

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、働く人々の身の健康増進、希望する結婚・出産・子育ての実現、社会の安定と活力向上等にとって極めて重要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現にあたっては、国及び地方公共団体や企業をはじめとする関係機関が連携し、地域の実情に応じた展開を図ることが重要です。

(5) 市民・地域の力を育み、生かします

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークルを始めとするさまざまな団体、民間事業者、民生委員・児童委員等が活動するとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する市民も多く存在し、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうしたさまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

1 - 7 計画の点検・評価

計画策定後は、計画の実施状況について、定期的に点検・評価を行います。

高知市子育て支援計画推進協議会に報告するとともに、議事録や資料は本市のホームページで公開し、市民への周知や意見の聴取に努め、その後の計画の実施や見直し等に反映させていきます。

1 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うこと。

2 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

1 - 8 子どもと子育てを取り巻く現状

(1) 少子化の現状

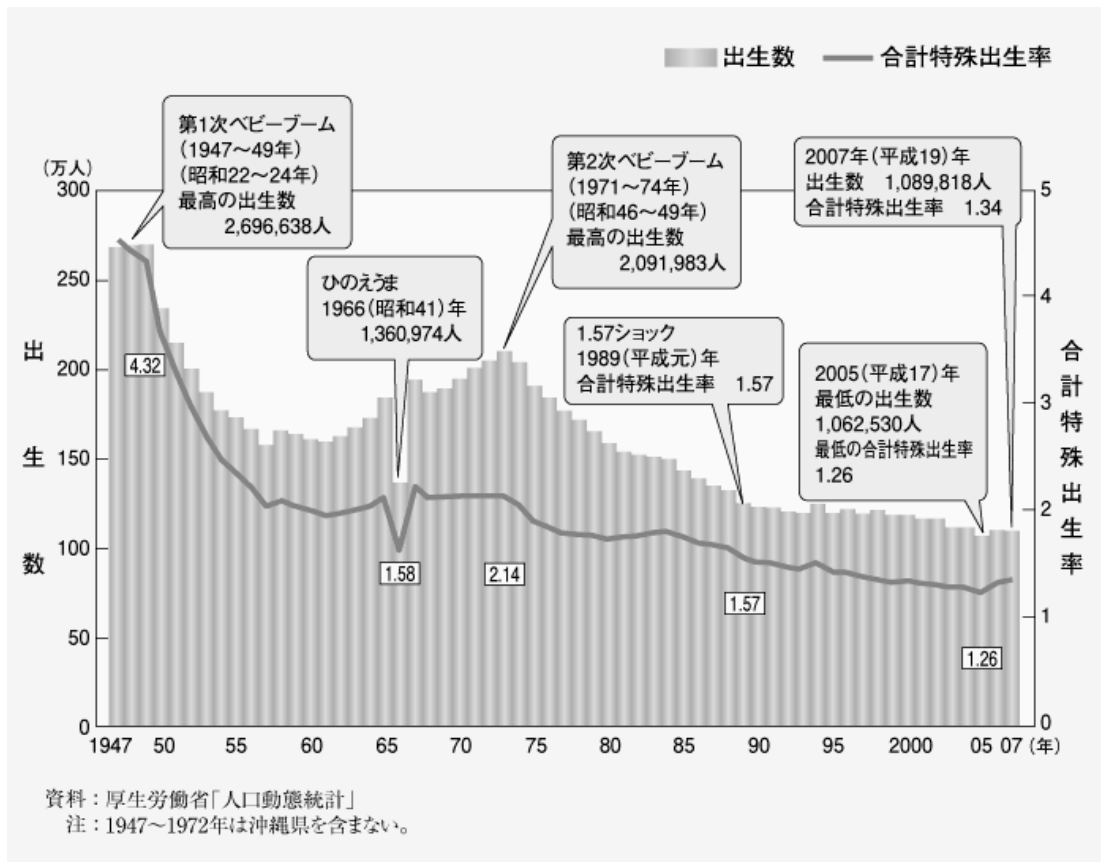
出生数と合計特殊出生率(3)の推移

わが国の2007(平成19)年の出生数は、108万9,818人と前年の109万2,674人より2,856人減少し、6年ぶりに増加に転じた前年から再び減少しました。

わが国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム(4)期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万人でしたが、1974(昭和49)年には約200万人、1984(昭和59)年には150万人を割り込み、1991(平成3)年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。近年、第2次ベビーブーム世代の出産期ピークにより若干増加傾向にはありますが、今後は減少が予測されています。

本市の平成20年における出生者数は2,935名で平成19年より9名の減少となりました。平成20年の合計特殊出生率も1.31で、平成19年の1.33より0.02ポイント下降しています。

図1-8-1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



-
- 3 合計特殊出生率
人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。自然増と自然減との境目は2.08とされている。
 - 4 ベビーブーム
子どもの出生率がとても高いこと。特に、日本で、第二次大戦後、子供の誕生が爆発的に増えた時期のこと。普通、1947年から始まり、1950年代の前半まで続く第一次ベビーブームと、この世代が親になった1970年代前半の第二次ベビーブームとを指す。

年少人口と老年人口の推移

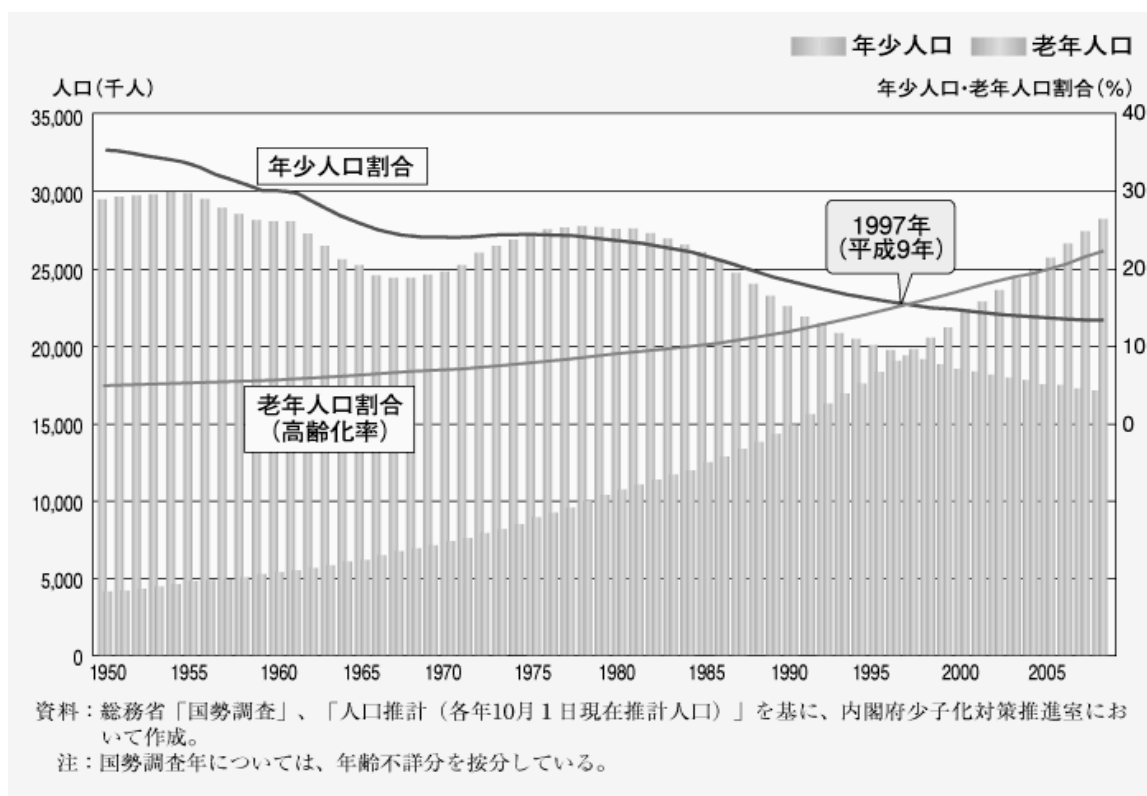
出生数の減少は、わが国における年少人口(0～14歳)の減少をもたらしています。

第2次世界大戦後の年少人口の総人口に占める割合の変化をみると、1950(昭和25)年には35.4%(約3,000万人)と、総人口の3分の1を超えていましたが、第1次ベビーブーム期以降の出生数の減少により、1960年代後半まで低下を続け、総人口の約4分の1となりました。その後、第2次ベビーブーム期の出生数の増加により若干増加しましたが、1980年代後半から再び減少傾向となり、1997(平成9)年には、老年人口(65歳以上)よりも少なくなりました。

総務省の人口推計によると、平成20年の年少人口は1,717万6千人、総人口に占める割合は13.5%となっています。これに対して生産年齢人口(15～64歳)は8,230万人(対総人口比64.5%)、老年人口は2,821万6千人(同22.1%)となっており、ますます少子高齢化が進行しています。

本市の平成20年の年少人口は4万7千人で、本市全体の人口に占める割合は13.7%となっています。これに対し生産年齢人口は21万9千人(64.2%)、老年人口は7万6千人(22.1%)となっています。

図1-8-2 年少人口と老年人口の年次推移

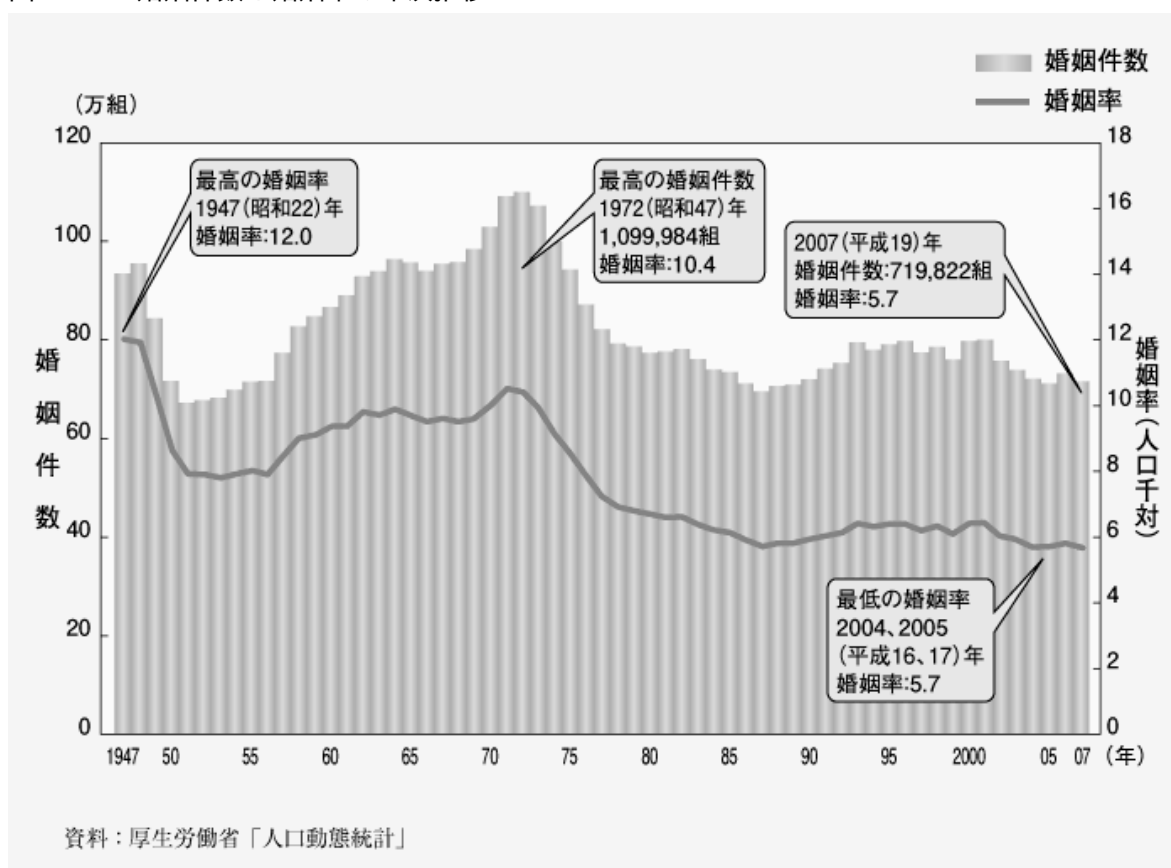


婚姻件数の推移

婚姻件数は、1970（昭和45）年から1974（昭和49）年にかけて、年間100万組を超え、婚姻率（人口千対）もおおむね10.0以上と「結婚ブーム」を現出しました。その後は、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となり、1978（昭和53）年以降は年間70万組台で増減を繰り返しながら推移してきました。2007（平成19）年は5年ぶりに増加に転じた前年から再び減少し、「結婚ブーム」であった1970年代前半と比べると、婚姻率は半分近くまで落ち込んでいます。

平成19年における本市の婚姻件数は1,763組で、平成18年と同数でした。婚姻率（人口千対）は5.3と全国平均を0.4ポイント下回っています。

図1-8-3 婚姻件数と婚姻率の年次推移



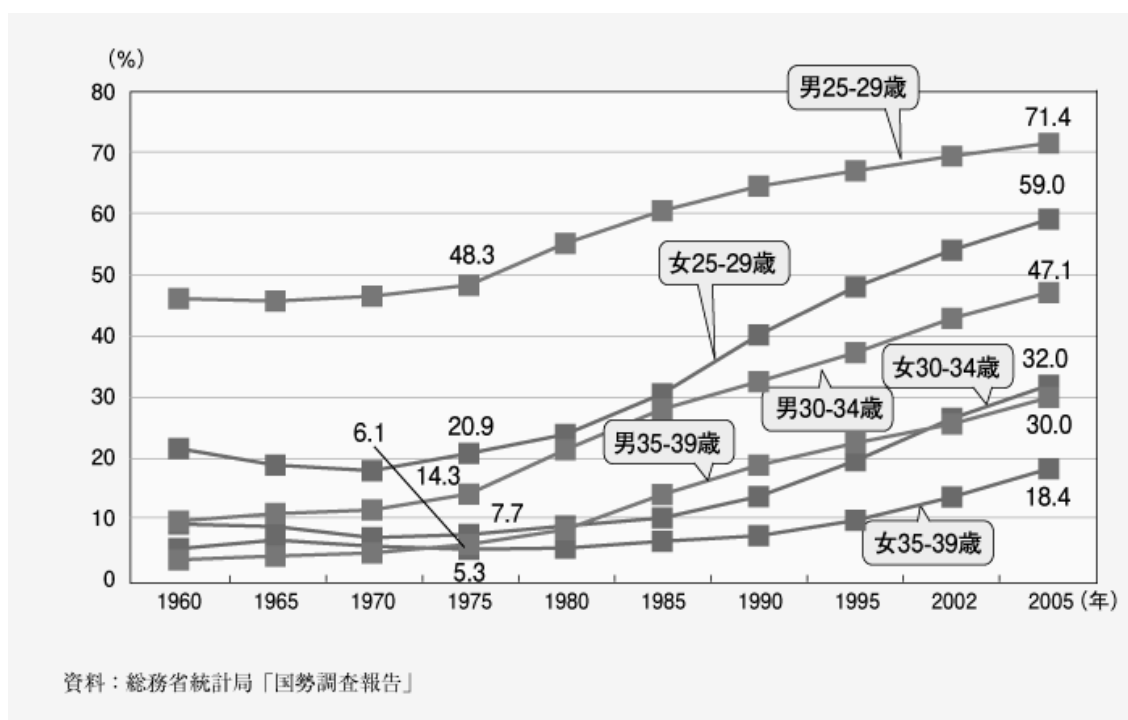
未婚化の進行

35年前の1975（昭和50）年においては、30代の男性・女性はともに約9割が結婚していましたが、その後急速に未婚率が上昇しています。

子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半である我が国において、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることになります。

本市でも平成12年に25～29歳の男性で64.5%，女性で53.6%であった未婚率が、5年後の平成17年には、男性66.4%，女性59.4%に上昇しています。

図 1-8-4 年齢別未婚率の年次推移



晩婚化，晩産化の進行

日本人の平均初婚年齢は、2007（平成19）年で、夫が30.1歳（対前年比0.1歳上昇）、妻が28.3歳（同0.1歳上昇）と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。1975（昭和50）年には、夫が27.0歳、妻が24.7歳であったので、ほぼ30年間に、夫は3.1歳、妻は3.6歳、平均初婚年齢が上昇していることとなります。

初婚の妻の年齢（各歳）別婚姻件数の構成割合を1987（昭和62）年から10年ごとに見ると、ピーク時の年齢が上昇するとともに、その山も低くなっていることがわかります。

また、初婚年齢が遅くなるという晩婚化が進行すると、それに伴い、出産したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向があらわれます。2007（平成19）年の場合、第1子が29.4歳、第2子が31.4歳、第3子が32.9歳であり、ほぼ30年前の1975（昭和50）年と比較すると、それぞれ3.7歳、3.4歳、2.6歳遅くなっています。高年齢になると、出産を控える傾向にあることから、晩婚化や晩産化は少子化の原因となります。

図1-8-5 初婚の妻の年齢（各歳）別婚姻件数の割合

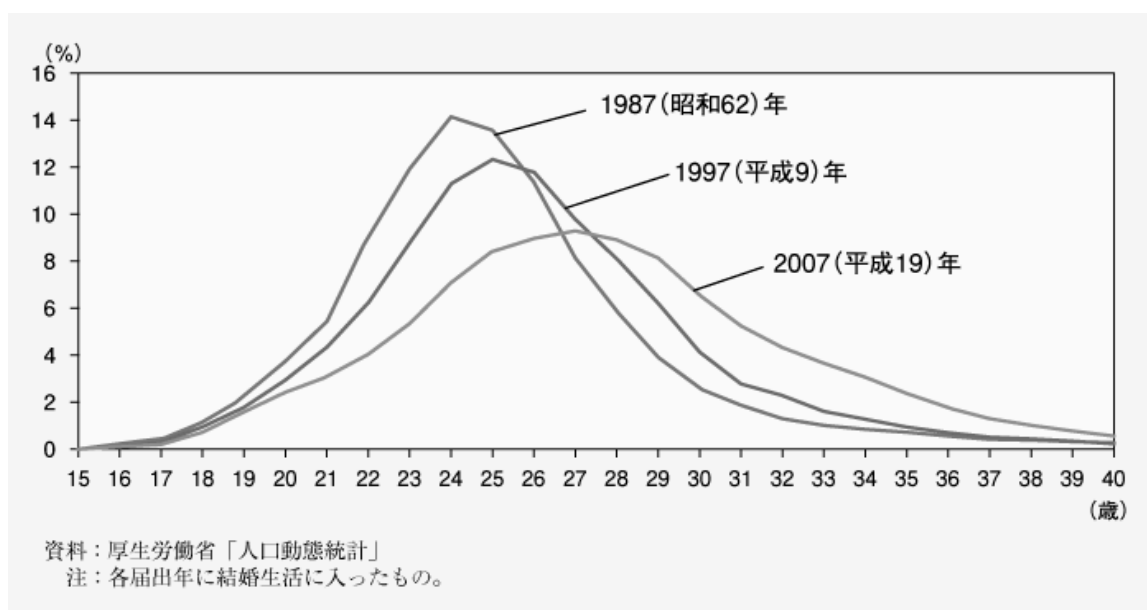
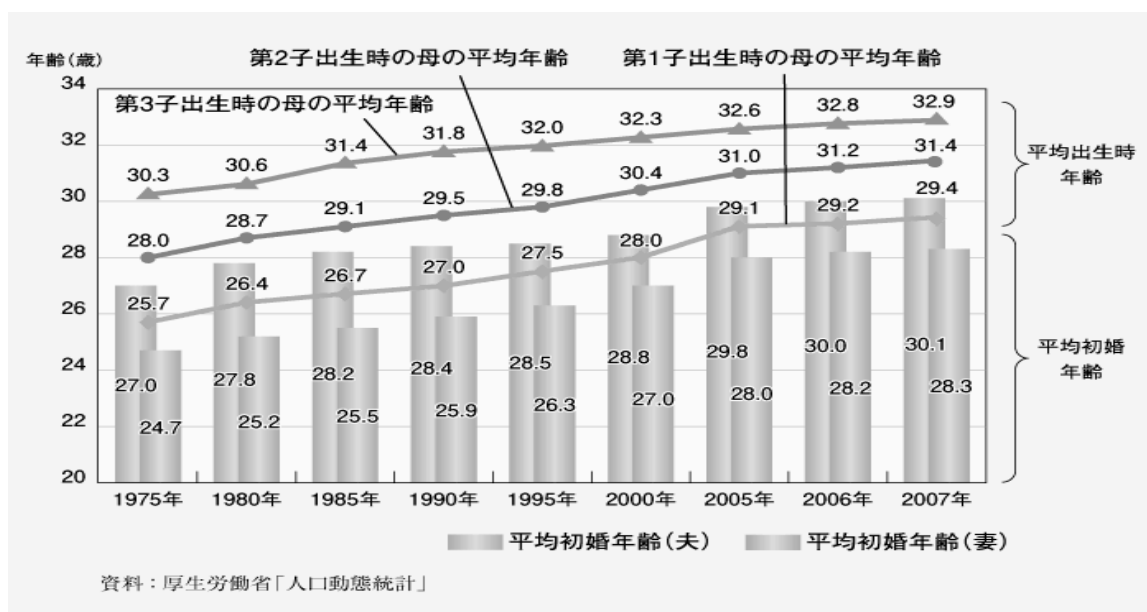


図1-8-6 平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移



少子化対策で特に期待する政策

内閣府が行った「少子化対策に関する特別世論調査（2009）」によると、少子化対策で特に期待する政策については、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が58.5%（前回調査では51.1%）、「子育てにおける経済的負担の軽減」が54.6%（前回調査では50.5%）、「妊娠・出産の支援」が54.6%（前回調査では27.0%）、「子育てのための安心、安全な環境整備」が51.9%（前回調査では41.7%）となっています（複数回答）。

いずれの項目についても、前回調査より回答者の割合が高くなっており、「仕事と生活の両立支援と働き方の見直しの促進」及び「子育てにおける経済的負担の軽減」については、前回調査同様、50%を超える高い結果となっていますが、今回調査で特徴的なのは、「妊娠・出産の支援」が前回調査よりもほぼ倍増していることです。これは、最近の産科医・分娩施設の減少や妊婦搬送の受入困難事例の発生などにより、安心・安全な妊娠・出産に対する期待が大きく高まった結果であると考えられます。

また、「子育てのための安心、安全な環境整備」や「地域における子育て支援」についても、前回調査に比べて大きく増加していることがわかります。

図1-8-7 少子化対策で特に期待する政策

